



石川県業務改善奨励金事業について

- 1 石川県業務改善奨励金概要
- 2 補助内容について
- 3 支給申請について

石川県商工労働部労働企画課

1 石川県業務改善奨励金概要

- 生産性向上に資する設備投資等を通じて、最低賃金の引き上げを図る事業者を支援するため、国の業務改善助成金へ上乗せ補助し、事業者が賃上げしやすい環境整備を推進

国

業務改善助成金

賃上げ実施企業による生産性向上等の
設備投資を支援

対象企業 中小企業・小規模事業者
対象経費 生産性向上・労働能率の
増進に資する設備投資等
補助率 3/4、4/5、9/10
補助額 最大600万円



県

業務改善助成金への 上乗せ支援

〔国補助後の自己負担分
の※1/2を支援〕

対象企業 国の業務改善助成金受給者
補助率 国補助後の自己負担の1/2
(※上限額あり)
補助額 最大100万円

〈自己負担分〉

石川県
業務改善
奨励金

国の
業務改善
助成金

設備投資等に
かかった費用

県

県内中小企業及び小規模事業者が取り組みやすいよう、ILACによる制度の周知や、制度説明、個別相談会による申請サポートを実施。

2 石川県業務改善奨励金の補助内容

3/4

対象経費 × 県補助率 又は **県補助上限額** のうち
いずれか低い方の額が、県上乗せ補助分となります。

補助率：引き上げ前の事業場内最低賃金の額により変動

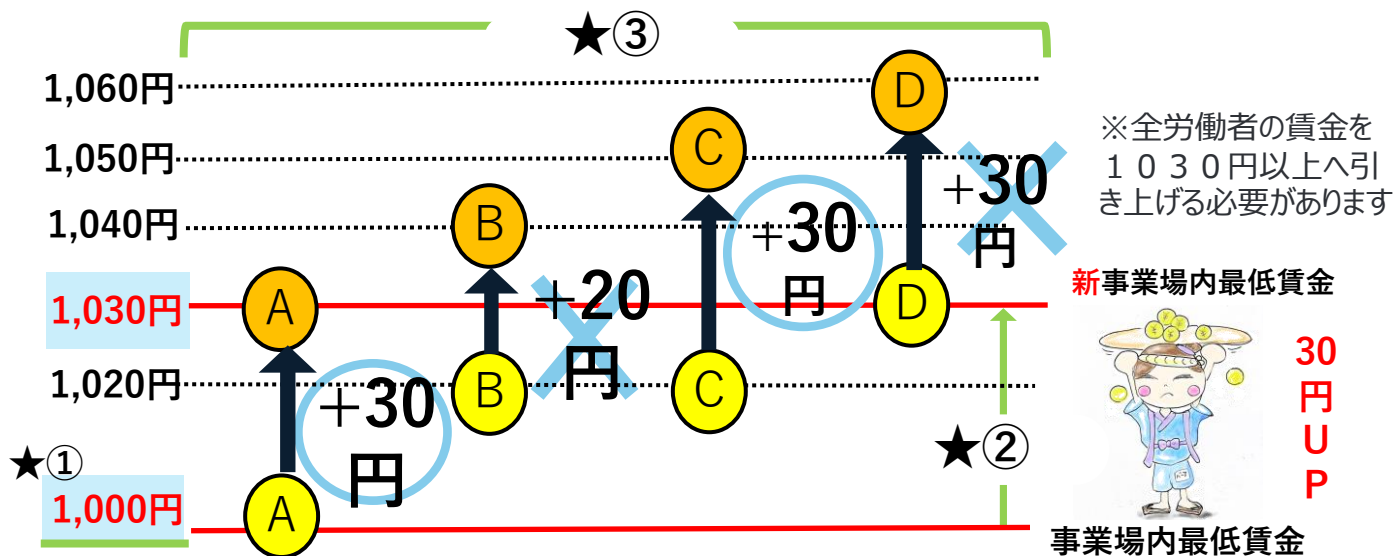
補助上限額：事業場内最低賃金引き上げ額、
賃金を引き上げる労働者数 により変動

★① 1,000円

★② 30円

★③ 2人

例



A:引き上げ人数としてカウント○ B:申請コース額の30円以上引き上げる必要がある ×
C:引き上げ人数としてカウント○ D:既に新事業場内最低賃金以上である ×

補助額

○対象経費 1,000,000 × 補助率 **1/8** = 125,000
○県の補助上限額 **150,000** } 125,000 < 150,000
125,000円を県が補助！

※対象経費・設備投資等に要した補助対象経費

補助率

○R7年度に国助成金交付申請をされる方

引上前 最低賃金	国の 補助率	県の 補助率
1,000円未満	4/5	1/10
1,000円以上	3/4	1/8

補助上限額

30人未満の事業所

最低賃 金引上 げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県補助上限額		
			県助成率 1/8	県助成率 1/10	県助成率 1/20
30円 以上	1人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
	10人以上	1,300,000	217,000	163,000	72,000

※石川県業務改善奨励金交付要綱 別表2-2抜粋

3 石川県業務改善奨励金の支給申請

4/4

申請者

国の業務改善助成金受給者

申請書類

＜県の申請書等＞

- ◆ 交付申請書兼実績報告書
- ◆ 誓約・同意書

＜国の業務改善助成金 関係書類（全て写し）＞

- ◆ 国助成金交付決定通知書（国助成金交付要綱 様式第2号－1）
- ◆ 国助成金実績報告書（国助成金交付要綱 様式第9号）
- ◆ 国庫補助金精算書（国助成金交付要綱 様式第9号別紙1）
- ◆ 事業実施結果報告（国助成金交付要綱 様式第9号別紙2）
- ◆ 国助成金交付額確定及び支給決定通知書（国助成金交付要綱 様式第11号）

申請方法

＜郵送＞

- ✓ 提出用紙はA4、片面で統一（両面不可）
- ✓ 封筒の表面に「石川県業務改善奨励金 申請書類在中」と朱書き

＜電子メール＞

- ✓ タイトルは「石川県業務改善奨励金申請書（申請者名）」
- ✓ メール送信後に石川県商工労働部労働企画課宛に電話
- ✓ ワードやエクセルなど加工可能なファイル、添付書類は全てPDF

提出先・お問い合わせ先

石川県業務改善奨励金

検索

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部労働企画課 企画・労働福祉グループ
電話：076-225-1531 E-mail：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp